

大船渡市高齢者生活支援事業連携協定書

大船渡市（以下「甲」という。）、株式会社マイヤ（以下「乙」という。）及び株式会社とくし丸（以下「丙」という。）は、大船渡市高齢者生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

- （目的）
- 第 1 条 この協定は、甲、乙及び丙が連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援するとともに、地域福祉の向上を図ることを目的とする。
- （対象者）
- 第 2 条 事業の対象者は、乙及び丙が行う業務を利用する、おおむね 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者とする。
- （対象地域）
- 第 3 条 この協定の対象地域は、大船渡市内とする。
- （乙及び丙の責務）
- 第 4 条 乙及び丙は、協働して実施する日常業務活動中において、対象者に何らかの異変等（別表の例のとおり。）を察知したときは、次の事項について甲に連絡するものとする。
- （1） 対象者の住所及び氏名
- （2） 異変等の状況
- （3） その他必要と思われる情報
- 2 前項の場合において、対象者の安全を確保するため緊急の必要があると判断した場合、乙又は丙は、警察署又は消防署等に直接通報した後に、甲に連絡するものとする。
- 3 乙及び丙は、乙及び丙の従業員等に対してこの協定の趣旨を周知し、甲への連絡が円滑に行われるように努めるものとする。
- （費用負担）
- 第 5 条 前条第 1 項及び第 2 項の連絡及び通報に係る経費は、乙又は丙の負担とする。
- （甲の責務）
- 第 6 条 甲は、乙又は丙から第 4 条第 1 項の連絡を受けた場合には、関係機関と連携して速やかに当該対象者の安否等を確認し、必要な支援や対応を行うものとする。
- 2 甲は、事業の協力者として乙又は丙の名称等を公表することができる。ただし、乙又は丙が公表を希望しない場合はこの限りでない。
- （免責）
- 第 7 条 乙及び丙は、高齢者の異変に関し、その責任を負わないものとする。
- （個人情報の保護）
- 第 8 条 乙及び丙は、事業の実施により知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、又は漏洩してはならない。事業の終了後、又はこの協定を解除した後においても同様とする。
- （相互連携）
- 第 9 条 甲、乙及び丙は、事業の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第 10 条 社会情勢の変遷等により、事業の内容等を変更する場合、又はこの協定の内容に疑義が生じた場合、若しくはこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第 11 条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、本協定を解除することができるものとする。

- （1） 業態の変更等により、乙又は丙が行っている業務において事業の目的が達成できないと判断される場合
- （2） 業務を第三者に譲渡し、又は中止した場合
- （3） 各種法令等に違反した場合
- （4） その他この協定を締結しておくことが適当ではないと甲が判断した場合
- （有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による申し出がないときは、当該期間満了日の翌日から起算して 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙記名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 6 月 25 日

甲 大船渡市
大船渡市長

劉上清

乙 大船渡市盛町字木町 14 番地 5
株式会社マイヤ 代表取締役会長兼社長

米谷春夫

丙 徳島県徳島市南内町 1 丁目 65- 1
リバーフロント南内町 3 階
株式会社とくし丸 代表取締役社長

新宮 歩